

告 示

埼玉県選管告示第二十号

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年四月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程（平成五年埼玉県選管告示第三十号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式その二、別記第二号様式その二及び別記第三号様式その二の様式

中「回離條」の次に「回離條区」を加える。

別記第五号様式を次のように改める。

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

平成 年 月 日

平成 年 月 日執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名[㊟]

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

- イ 県議会議員の選挙 16,000枚
- ロ 県知事の選挙 100,000枚+15,000枚×（埼玉県内の衆議院小選挙区
選出議員の選挙区の数-1）
ただし、300,000枚を超える場合には、300,000枚

(2) 限度額

- イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合
円 銭（単価）×当該作成枚数＝限度額
- ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
$$\frac{\text{円} + \text{円 銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価}$$

… 1 銭未満の端数は
切上げ
単価×確認された作成枚数＝限度額

記第七号様式その二中「可離縣」の次に「(可離縣区)」を加える。

附 則

- 1 この告示は、平成三十一年三月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の規定は、施行の日以後その期日を告示される県議会議員の選挙から適用し、施行の日の前日までにその期日を告示された県議会議員の選挙については、なお従前の例による。